

令和5年度 那須塩原市西那須野支所庁舎前広場
におけるトライアル・サウンディング募集要項

那須塩原市西那須野支所総務税務課
令和5年9月

1 トライアル・サウンディングの目的

トライアル・サウンディングは、那須塩原市が利活用を検討する公共施設等において、暫定利用(トライアル)する民間事業者等を募集し、一定期間、暫定的に事業を試行することで、当該施設が有する利用可能性を調査する制度です。

那須塩原市では、人口減少、少子高齢化、財政の逼迫等の行政を取り巻く環境に対応した効率的な施設運営を実現するため、維持管理コストの最小化と施設の有効活用を推進することで、持続可能な行政運営とサービス向上を目指しています。その推進には、公民連携体制の更なる強化と、民間事業者のみなさまが持つスピード感のある対応と優れたアイデアやノウハウの活用が不可欠です。

本市が行うトライアル・サウンディングでは、次に掲げる項目の実現を目指し、公共施設等の有する利活用の可能性や課題等を調査することを目的としています。

- ① 公共施設等の魅力又は公民連携の可能性を最大限に引き出すこと。
- ② 公共施設等の管理運営及び維持管理に係る新たな財源確保策を見出すこと。
- ③ 公共施設等の利活用において、新たな市民サービスの創出を図ること。

西那須野支所庁舎前広場は現在、献血事業や美味しい上手いなすしおぼら感謝祭、星空観望会などで御利用いただいています。しかし、まだまだ有効的な利用が図れると考えています。市役所の利用者や周囲を通りかかった方が、ちょっと幸せな気分になれるような場所を作ることができたなら、市役所は今よりも温かく、身近な存在になれるのではないのでしょうか。そうした温かな場所づくりを通じて、市への愛着や、住みよい街づくりを進めていきたいというのが私たちの願いです。

温かく、住みよい街を作るために、みなさまの力をお貸しください。

何よりもまずは、お気軽に、お試して使ってみてください。

2 期待される効果

(1) 参加事業者のメリット

- ① 提案内容が、利用者のニーズやコンセプト等とマッチしているかを確認することができます。
- ② 当該施設等の立地、使い勝手、活用に必要な設備及び投資額等、事業の採算性を把握することができます。
- ③ 暫定利用のため、リスク負担が少なく、低コストで参画できます。
- ④ 実際の募集に当たって市への要望を伝えることができます。

(2) 那須塩原市のメリット

- ① 早い段階で市場性を確認することで、対象施設の滞在性や幅広い検討・新たな課題発見が可能になります。
- ② 事業者のみなさまの事業集客力、施設との相性などを確認することができます。
- ③ 事業者のみなさまの自由な発想に基づく提案により、利用者にとって魅力的な空間を創出することができます。
- ④ 事業者のみなさまが求める条件、要望等を把握することができ、今後の事業展開に役立てることができます。

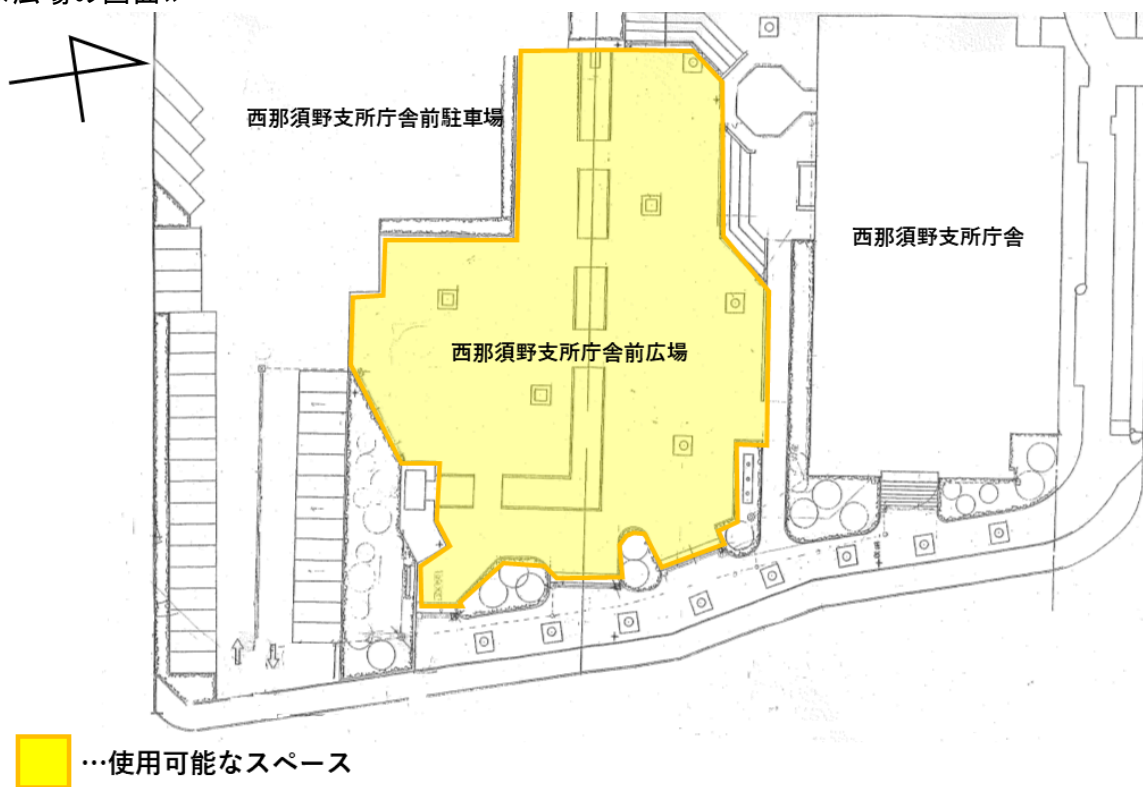
3 対象地の概要

施設名称	那須塩原市西那須野支所庁舎前広場
所在地	那須塩原市あたご町2番3号
敷地面積	庁舎敷地8,761.45㎡のうち約4,930㎡
用途地域	第一種住居地域
トイレ	あたご駐車場に公衆トイレあり 西那須野支所庁舎内にトイレあり
駐車台数	庁舎前駐車場に63台(うち思いやり駐車スペース2台) ※平日は大変混雑するため、ほぼ空きがない状況です
利用の注意事項	・支所や図書館利用者の動線を妨げないように注意してください。 ・点字ブロックの上に物を置かないでください。

《広場の様子》



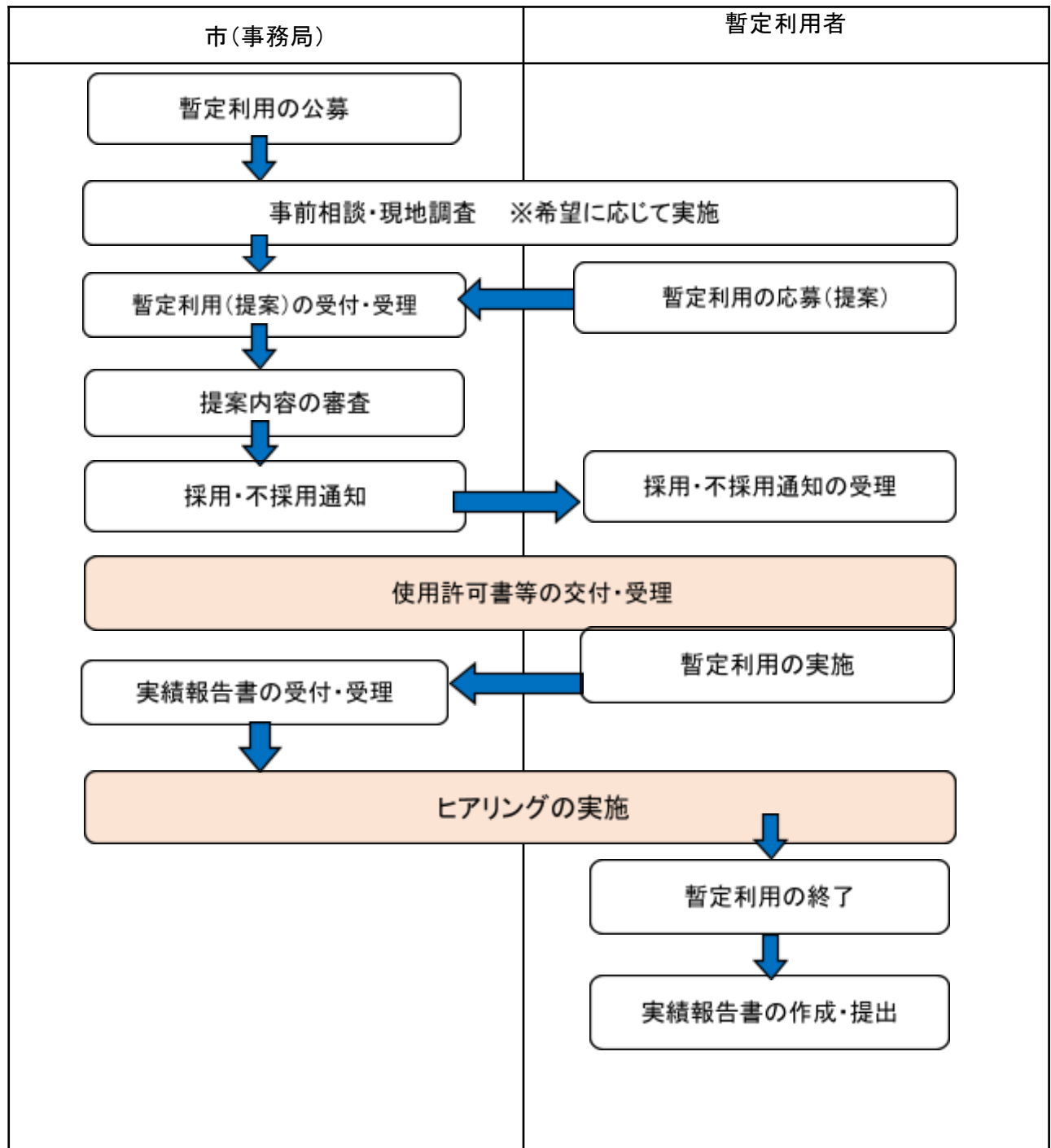
《広場の図面》



4 トライアル・サウンディングの流れ及びスケジュール

	事業の募集・実施	令和5年10月2日(月)～ 令和6年3月31日(日)
1	事前相談・現地調査 (希望者のみ)	令和5年10月2日(月)～ 市と日程調整の上、随時実施。 希望者は7 応募方法(2)事前相談及び(3)現地調査に示す「事前相談申込書」「現地調査申込書」を提出してください。
2	暫定利用受付	令和5年10月2日(月)～令和6年2月29日(木) 暫定利用を希望する民間事業者等から提案を受付。 提案時には、7 応募方法(1)提出書類に示す書類を提出してください。
3	内容審査	提案内容を審査します。 このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
4	使用に要する許可等	審査を通過した事業は、指定場所について使用許可になります。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施。 利用期間は原則1日から1か月程度まで。 ※各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。
6	モニタリング及びヒアリング 実績報告書の提出	暫定利用中及び終了後に実施。 11モニタリング及びヒアリングに示す書類を提出してください。 実績報告書提出期限: 暫定利用終了後、2週間以内

那須塩原市 西那須野支所庁舎前広場におけるトライアル・サウンディング実施フロー



5 参加資格条件等

(1) 応募者の条件

- ① 応募者は、事業内容を実行できる意思と能力（運営力、財産力等）、資格、技術及び組織（人員体制）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。
- ② 応募者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体等）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に暫定利用者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。
- ③ 応募者は、市及び必要に応じて施設管理者、指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、暫定利用に向けた諸条件の変更等に柔軟な対応ができる者とします。

(2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、暫定利用者及び暫定利用者の構成員になることができません。応募後においても同様の取扱いとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けている者
- ③ 利用申請書提出時点で、那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ④ 会社更生法、民事再生法または破産法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条に規定する団体又はその構成員。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- ⑦ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等を滞納している者

(3) その他失格事項

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 本募集要項に定める手続を順守しない場合

6 暫定利用に関する留意事項

(1) 那須塩原市西那須野支所庁舎前広場使用料

暫定利用に係る那須塩原市西那須野支所庁舎前広場使用料は免除（無料）とします。

(2) 暫定利用期間

提案に基づく暫定利用の期間は原則1日から1か月以内とします。利用期間の延長は、提案内容や応募状況を踏まえて市と協議するものとします。

(3) 実施期間

令和5年10月2日（月）～令和6年3月31日（日）

ただし、利用上の都合又はやむを得ない事情がある日については使用を不可とします。

(4) 実施時間

午前9時から午後4時30分までの希望する時間帯

ただし、提案内容によっては午前8時から午後9時まで延長することも可能とします。

※搬入・搬出時間を含む。

(5) 費用負担

応募に係る費用、暫定利用に関するすべて費用及び暫定利用後における原状回復に係る費用はすべて暫定利用者の負担とします。

(6) 提出書類の取扱い・著作権等

- ① 提出書類の著作権は暫定利用者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ② 暫定利用者の提出書類については、本事業以外では無断で使用しません。
- ③ 暫定利用の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った暫定利用者が負うものとします。

(7) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属するものとする。

(8) 守秘義務

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないでください。また、暫定利用に当たって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

(9) その他

- ① 今後、利用者の募集をする際、トライアル・サウンディングへの参加実績は後の選定プロセスに影響を与えるものではありません。
- ② 書類提出後に辞退する場合は、辞退届(様式1)を提出してください。

7 応募方法

(1) 提出書類

- ① 利用希望者は、次の書類を各1部、募集期間中に事務局へ提出するものとします。なお、6 行政財産使用許可申請書は、事業認可後、事務局へ提出して許可を受けてください。※2、3及び6の様式については、市ホームページからダウンロードできます。

提出書類		内容	様式番号
1	提案(事業)概要	利用希望者・事業内容・施設の利用範囲・スケジュールなど	任意様式
2	誓約書		様式2
3	応募者調書		様式3
4	住民票(法人の場合は商業登記簿謄本)	申請日から3か月以内に取得したもの	
5	市町村税完納証明書	申請日から3か月以内に取得したもの	
6	行政財産使用許可申請書		

- ② 提出方法は、持参又は郵送とします。持参の場合、提出時間は市役所開庁日(平日)の午前8時30分から午後5時15分までとし、土日祝祭日は受付できません。郵送の場合は、令和6年2月29日(木)の消印有効とします。

③ 提出書類の提出先

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号

那須塩原市西那須野支所 総務税務課(那須塩原市役所西那須野庁舎1階1番窓口)

電話:0287-37-5105

メール:soumuzeimu@city.nasushiobara.tochigi.jp

(2) 事前相談

- ① 暫定利用者から「様式4 事前相談申込書」の提出があった場合は、事前に事務局と日程調整を行った上で事前相談を実施するものとします。
- ② 事前相談の有無は提案審査に影響することはありません。
- ③ 事前相談に関する全ての書類作成及び提出等に係る費用は、暫定利用者の負担とします。

(3) 現地調査

- ① 提出書類作成のために現地(施設)調査を希望する場合は、「様式5 現地調査申込書」を提出し、事前に事務局と日程調整を行った上で現地調査を実施することができるものとします。
- ② 現地調査に当たっては、施設管理者及び来庁者(利用者)へ迷惑を及ぼさないこと、また、施設運営に支障のない範囲で許可するものとします。

8 提案要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次の全てに該当するものとする。

- ① 確実に実施できる内容であること。
- ② 公共施設等を利用する市民等の利便性やサービスが向上するものであること。
- ③ 暫定利用に当たって、市に財政負担を求めるものではないこと。

(2) 提案の対象外となるもの

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為

(3) 特に期待する提案内容

庁舎や図書館周辺の利用者が来庁する際の楽しみとなるような賑わいのある場所、住民のみなさまにとって楽しく身近な場所となるようなサービスの提案を期待しています。

- ① 物販、飲食店出店、キッチンカー出店、イベントの実施案
- ② 庁舎近くにある西那須野図書館の利用者と連動するような提案
- ③ 人々の交流の促進を図る提案(フリーマーケット等)

9 提案審査

(1) 提案審査

応募者の提出書類について、「別紙 那須塩原市西那須野支所庁舎前広場トライアル・サウンディング提案審査表」に基づき、事務局において審査を行い、60点以上かつ提案要件が本事業の趣旨に合致する場合、暫定利用者として選定します。60点未満の場合もしくは提案要件が本事業の趣旨に合致しない場合は暫定利用者として選定しません。

内容に確認すべき事項がある場合は、個別ヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査結果の通知

使用許可となった暫定利用者に対し、行政財産使用許可書を交付します。また、審査結果については、応募者全員に電子メールにより通知するとともに、市のホームページへ「暫定利用者の名称」「提案事業概要」を公表します。なお、審査結果に対する異議は申立てすることができないものとします。

10 事業実施に関する留意事項

(1) 責任及びリスクの考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行するものとし、トライアル・サウンディングの実施に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとする。

(2) 許可証の扱い

行政財産使用許可書が交付された暫定利用者は、当該許可書に記載された条件を遵守して公

共施設を使用しなければなりません。なお、使用期間中は、当該許可書等を携行してください。

(3) 事業終了時

原状復帰の上、返却してください。

(4) 事業中止となる場合

提案した利用内容に反するなど、事業の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止することがあります。

(5) その他の留意事項

① 暫定利用内容の変更について

- ・荒天等でやむを得ず暫定利用を中止する場合、又は極端に利用時間が短くなる場合は、市へ事前に連絡してください。

② 衛生関係について

- ・衛生管理を徹底し、販売品等の品質を確保してください。
- ・必ずゴミ箱を使用場所の直近の見やすい場所に設置し、自ら処分してください。

③ 食品・酒類の提供について

- ・食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期してください。
- ・アレルギー表示の義務は食品表示法で加工食品に限られていますが、暫定利用者の判断で消費者への配慮を行ってください。
 - ・火器を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努め、消火器を設置してください。
 - ・酒類の販売は禁止します。

④ インフラ(上下水道、電気等)について

- ・原則、インフラに係る使用料等は、暫定利用者が負担するものとします。ただし、本市と協議の上、認められる場合は、使用料は本市が負担します。
 - ・市役所の電気設備や水道設備等は使用できません。暫定利用により生じた排水は、市有地内に流さず、持ち帰りの上、適正に処分してください。
 - ・暫定利用に必要な電気、飲料水等は、暫定利用者が用意してください。
- ⑤ 不測の事態への対応について
- ・イベント保険等に加入した上で、自然災害、人為災害又は事故等あらゆる不測の事態に対して適切な措置を講じてください。
- ⑥ 苦情等の対応について
- ・暫定利用による事故や苦情等のトラブルには、責任を持って迅速に対応してください。なお、発生した事故や苦情等のトラブルは、その内容を市に報告してください。
 - ・来庁者や近隣住民の生活に影響を与える行為（拡声器を使用した呼び込み、大音量でのBGM使用等）は禁止します。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策について
- ・新型コロナウイルス感染症の位置づけは、「5類感染症」になりましたが、政府の「基本的感染対策の考え方」に基づき、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、感染対策に取り組んでください。
- ⑧ その他
- ・事業終了後に使用中の写真を提出していただきますので、状況写真を撮影してください。
 - ・本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令及び本市条例を遵守してください。
 - ・その他不明な点については、本市と協議するものとします。その協議が折り合わなければ、市の指示に従っていただくものとします。

11 モニタリング及びヒアリング

(1) モニタリングの実施について

市は、使用の様子を客観的に観察し、効果等を検証します。暫定利用者は、使用期間中に事務局が実施するモニタリング調査に協力するものとします。有効なモニタリング調査とするため、利用者への声かけなど、積極的な実施に御協力をお願いします。

(2) 事業報告書の提出・ヒアリングの実施について

暫定利用者の使用期間が満了した後に、本市は暫定利用者から使用についての感想、民間活力導入アイデア(事業内容・手法・条件等)を伺うため、事業終了後2週間以内にヒアリングの場を設けます。ヒアリングの際、暫定利用者は、次の①提出書類に記載の書類を本市に提出してください。提出内容については、提案者の知的財産権に配慮した中で提案者が公表を認めた事項のみ公表を行います。

① 提出書類(事業終了後2週間以内)

提出書類	内容	様式番号	提出部数
実績報告書	事業継続判断、事業実施利点、事業採算性、課題等	様式6	1部

※添付資料 ・対象施設の写真(使用中)

・収支報告書(任意様式)